

飛島村居宅介護(介護予防)住宅改修に係る事業者の登録及び住宅改修費受領委任払い制度取扱要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、介護保険法(平成9年法律第123号。以下「法」という。)第45条第1項に規定する居宅介護住宅改修又は同法第57条第1項に規定する介護予防住宅改修に係る保険給付(以下「居宅介護住宅改修費等」という。)に関する代理受領及び居宅介護住宅改修費等の代理受領を行う事業者の登録に関し必要な事項を定めるものとする。

(住宅改修に対する居宅介護住宅改修費等の支給)

第2条 法第41条第1項に規定する要介護被保険者又は法第53条第1項に規定する居宅要支援被保険者(以下「居宅要介護等被保険者」という。)が法第45条第1項及び法第57条第1項に規定する手すりの取付けその他の厚生労働大臣が定める種類の住宅の改修(以下「住宅改修」という。)を施工する事業者で、この要綱に基づく飛島村の登録を受けた者(以下「住宅改修施工事業者」という。)により住宅改修を行った場合は、第9条の規定する代理受領により、居宅介護住宅改修費等を支給する。

2 前項の規定による居宅介護住宅改修費等の額は、法第45条又は法第57条に定めるところによる。

(住宅改修施工事業者の登録)

第3条 前条第1項の登録は、住宅改修を施工する事業を行う者の届出により、住宅改修を施工する事業を行う事業所ごとに行う。

(住宅改修施工事業者に係る登録の届出)

第4条 前条の規定に基づき住宅改修施工事業者の登録を受けようとする者は、飛島村住宅改修費受領委任払い制度取扱事業者登録届出書(様式第1号)、飛島村介護保険住宅改修費受領委任払い制度に係る取扱誓約書(様式第2号)及び飛島村住宅改修費受領委任払い制度代理受領に係る届出書(様式第3号)を村長に提出しなければならない。

2 村長は、前項の規定により住宅改修施工事業者として登録を行ったときは、飛島村住宅改修費受領委任払い制度取扱事業者登録通知書(様式第4号)により当該申請者に通知するものとする。

(変更の届出)

第 5 条 住宅改修施工事業者は、住宅改修施工事業所の名称及び所在地その他の登録時における届出事項に変更があったときは、速やかに飛島村住宅改修費受領委任払い制度取扱事業者登録事項変更届出書（様式第 5 号）により村長に届け出なければならない。

2 住宅改修施工事業者は、登録に係る住宅改修の施工の事業を廃止し、休止し、又は再開するときは、速やかに飛島村住宅改修費受領委任払い制度取扱事業者事業廃止(休止・再開)届出書（様式第 6 号）により村長に届け出なければならない。

(住宅改修施工事業者の登録の取消)

第 6 条 村長は次の各号のいずれかに該当する場合には、当該住宅改修施工事業者に係る第 3 条の登録を取り消さなければならない。

(1) 居宅介護住宅改修費等の請求に関し不正があったとき。

(2) 住宅改修施工事業者又は当該登録に係る事業所の従業員その他の住宅改修の施工を担当する者が、第 8 条第 1 項の規定により、文書その他の物件の提出若しくは提示を求められてこれに応じず、同項に規定する質問に対して答弁せず、若しくは虚偽の答弁をし、又は同項による指導監査に協力せず、又は同項に規定する必要な改善を行わないとき。

(3) 住宅改修施工事業者が不正の手段により第 3 条に規定する登録を受けたとき。

2 村長は、前項の規定に基づき登録の取消しを行ったときは、飛島村住宅改修費受領委任払い制度取扱事業者登録取消通知書（様式第 7 号）により当該取消しを受けた住宅改修施工事業者に対して通知するものとする。

(住宅改修施工事業者の義務)

第 7 条 住宅改修施工事業者は、居宅要介護等被保険者の心身の状況等に応じて適切な住宅改修を施工するとともに、自らその施工する住宅改修の質の評価を行うことその他の措置を講ずることにより、常に住宅改修を利用する者の立場に立ってこれを施工するよう努めなければならない。

(調査及び指導監査)

第 8 条 住宅改修施工事業者は、法第 23 条及び村長が定期的に又は利用者若しくは利用者の家族からの苦情に関して随時に行う調査又は指導監査に協力するとともに、指導又は助言を受けた場合においては、当該指導又は助言に従って必要な改善を行わなければならない。

2 前項の調査又は指導監査を行うときは、本村の職員は身分証明書を携帯し、かつ、関係人の請求があるときは、これを提示しなければならない。

(居宅介護住宅改修費等の代理受領)

第 9 条 村長に対し、第 4 条第 2 項の規定により登録を受けた住宅改修施工事業者は、居宅要介護等被保険者が、当該住宅改修施工事業者により住宅改修を施工したときは、当該居宅要介護等被保険者からの委任に基づき、当該居宅要介護等被保険者が支払うべき当該住宅改修の施工に要した費用について、居宅介護住宅改修費等として当該居宅要介護等被保険者に対し支給されるべき額の限度において、当該居宅要介護等被保険者に代わり、支払を受けることができる。

2 前項の規定による居宅介護住宅改修費等の支払があったときは、居宅要介護等被保険者に対し居宅介護住宅改修費等の支給があったものとみなす。

(事前承認)

第 10 条 この要綱に定める受領委任払い制度の適用を受けようとする居宅要介護等被保険者は、住宅改修を施工する前に、介護保険居宅介護(介護予防)住宅改修費事前承認申請書(受領委任払い用)(様式第 8 号)を村長に提出しなければならない。

2 村長は、前項の規定による申請があったときは、法第 45 条第 4 項に規定する居宅介護住宅改修支給限度基準額又は法第 57 条第 4 項に規定されている介護予防住宅改修費支給限度基準額に照らして審査したうえ、その内容を介護保険住宅改修費事前申請承認通知書(受領委任払い用)(様式第 9 号)により当該居宅要介護等被保険者に通知するものとする。

3 前項に規定する介護保険住宅改修費事前申請承認通知書(受領委任払い用)の内容に変更が生じた場合には、居宅要介護等被保険者は、速やか

に当該通知書を返還するとともに、改めて第1項に規定する介護保険居宅介護(介護予防)住宅改修費事前承認申請書(受領委任払い用)を提出しなければならない。

4 第1項に規定する受領委任払い制度は、居宅要介護被保険者等が次の各号のいずれかに該当する場合は適用しないものとする。

(1) 法第21条第1項に規定する第三者の行為により生じた住宅改修であるとき。

(2) 法第66条第1項に規定する支払方法変更の記載を受けているとき。

(3) 法第67条第1項又は法第68条第1項に規定する保険給付差止の記載を受けているとき。

(4) 法第69条第1項に規定する給付額減額等の記載を受けているとき。

(改修費等の受領)

第11条 住宅改修施工事業者は、その施工した住宅改修について、第9条の規定に基づき当該住宅改修の施主たる居宅要介護等被保険者に代わり居宅介護住宅改修費等の支払を受ける場合は、当該住宅改修が完成した際には、当該居宅要介護等被保険者から当該住宅改修にかかる利用者負担として、介護保険住宅改修費事前申請承認通知書(受領委任払い用)に記載されている自己負担額の支払を受けるものとする。

(領収証)

第12条 住宅改修施工事業者は、住宅改修の改修費につき、その支払を受ける際、当該支払をした居宅要介護等被保険者に対し、領収証を交付しなければならない。

2 前項の領収証には、住宅改修の施工について、居宅要介護等被保険者から支払を受けた費用の額のうち、居宅介護住宅改修費等に係るもの及びその他の費用の額を区分して記載しなければならない。

(審査及び支払)

第13条 居宅要介護等被保険者は、居宅介護住宅改修費等の支給申請書の提出に際しては、介護保険居宅介護(介護予防)住宅改修費支給申請書(受領委任払い用)(様式第10号)に、領収証及び住宅改修を行ったことを証

明する書類を添付し村長に提出しなければならない。

- 2 村長は、前項の規定により住宅改修費の支給申請があったときは、法第 45 条第 4 項に規定する居宅介護住宅改修支給限度基準額又は法第 57 条第 4 項に規定する介護予防住宅改修費支給限度基準額に照らして審査し、支給又は不支給を決定し居宅要介護等被保険者に対し介護保険償還払支給(不支給)決定通知書(様式第 11 号)により支給決定の旨を通知した上で支払うものとする。

(返還)

- 第 14 条 村長は、受領委任払い制度により住宅改修費の支払を受けた住宅改修施工業者が、偽りその他不正の手段により住宅改修費の支払いを受けたときは、当該住宅改修費の全部又は一部を返還させることができる。

(その他)

- 第 15 条 この要綱に定めるもののほか、この要綱の施行に関し必要な事項は、村長が別に定める。

附 則

この訓令は、平成 20 年 3 月 1 日から施行する。